

地域主権改革（第3次一括法）に伴う介護保険法の改正による条例制定等について

1 目的

地域主権改革（第3次一括法）による義務付け・枠付けの見直しに伴う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の改正により、地域包括支援センターに関する基準について、これまで、介護保険法、厚生労働省令で定められていたものが、市の条例に委任されたため、条例改正、及び条例制定をいたします。

施行期日は、いずれも、平成27年4月1日となります。

2 内容

(1) 小平市介護保険条例を改正する基準 **別紙1**

- ① 地域包括支援センターの要支援者に対するケアプランを作成する業務の介護予防支援事業に係る事業者の指定基準（介護保険法第115条の22）
- ② 地域包括支援センターの包括的支援事業に関わる職員等に係る基準（介護保険法第115条の46）

(2) 新たに、条例を制定する基準 **別紙2**

- ① 地域包括支援センターの要支援者に対するケアプランを作成する業務の介護予防支援事業の人員及び運営等の基準（厚生労働省令平成18年第37号）

《参考》

